

## 田原市議会だより広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、田原市広告取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に準じ、田原市議会（以下「議会」という。）が発行する「田原市議会だより」（以下「議会だより」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の対象)

第2条 「議会だより」に掲載する広告の対象は、要綱第8条に定めるところによるものとする。

### (広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、議長が別に定めるものとする。

### (広告の掲載号及び部数)

第4条 広告の掲載号及び発行部数は、議長が別に定めるものとする。

### (広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦55mm×横85mm

(2) デザイン 田原市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に準拠し、かつ市議会のイメージを損なわないもの

(3) 配色 4色（フルカラー）

### (広告の募集等)

第6条 広告の募集は、「議会だより」等で行うものとする。

### (広告掲載の申込み)

第7条 「議会だより」への広告掲載を希望する者は、田原市議会だより広告掲載申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、議長に提出しなければならない。

### (広告掲載の決定等)

第8条 議長は、前条の広告掲載の申込みがあったときは、あらかじめ広報広聴委員会の意見を聴いて、広告掲載の可否を田原市議会だより広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、広告掲載を希望する者が募集枠数を超えるときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定する。

(1) 第1順位 市内に本社又は本店を有する事業者の広告

(2) 第2順位 市内に支店、営業所等を有する事業者の広告

(3) 第3順位 前2号の規定に当てはまらない広告

2 前項の規定によても広告掲載を希望する者が募集枠数を超えるときは、先着順により決定する。

3 広告掲載する広告の内容等に疑義が生じた場合は、要綱第9条に定める田原市広告審査委員会の意見を聴くものとする。

### (広告掲載料)

第9条 掲載料は、1枠1回10,470円（税込み）とし、広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、議長が指定する期日までに納付するものとする。

(広告主の義務等)

第10条 広告主は、議長が指定する方法により作成した広告原稿を、指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告主は、広告原稿を自己の負担で作成し、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

3 広告内容の差し替えを行うときは、広告主は、田原市議会だより広告申込内容変更届（様式第3号）により、変更を希望する「議会だより」の発行日の30日前までに議長に届け出なければならない。ただし、議長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告内容の変更)

第11条 議長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱若しくは掲載基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき又は納付する見込みがないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主から掲載取下げの申出があったとき。
- (4) その他議長が広告掲載を適切でないと判断したとき。

2 議長は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、田原市議会だより広告掲載取消等通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により「議会だより」への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、田原市議会だより広告掲載取下届（様式第5号）により、広告掲載の取下げを希望する「議会だより」発行の30日前までに議長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第14条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した号以降の納付済額に相当する額とする。この場合において、利子は付さないものとする。

3 広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、田原市議会だより広告掲載料還付請求書（様式第6号）を議長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、「議会だより」への広告掲載について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月4日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

田原市議会だより広告掲載申込書

年 月 日

田原市議会議長 殿

申込者 所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

田原市議会だより広告掲載要領第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載期間 年 月 日号～ 年 月 日号

2 広告の内容

- 3 連絡先等 (1) 担当部署：  
(2) 担当者氏名：  
(3) 電話番号：  
(4) Fax：  
(5) E-Mail：
- 4 提出書類 (1) 会社案内等（会社の概要が分かるもの）  
(2) 法人登記に係る現在事項全部証明書  
(個人事業主の場合は、住民票の写し)  
(3) 広告原稿案（内容、デザインが分かるもの）  
(4) その他議長が必要と認める書類  
(注) 田原市広告取扱要綱第6条第2項に該当する場合は、(2)の書類の提出は必要ありません。

（同意事項）

- ・地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定、並びに田原市広告取扱要綱第8条第2項各号の規定に該当する事実はありません。
- ・田原市の住民基本台帳及び市税等の納付状況を確認することに同意します。
- ・田原市広告取扱要綱、田原市広告掲載基準、田原市議会だより広告掲載要領、田原市議会だより広告募集要項の規定を遵守します。

様式第2号（第8条関係）

田原市議会だより広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

様

田原市議会議長

年 月 日付けで申込みのあった「議会だより」への広告掲載の可否について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

- 1 広告掲載の可否 可・否
- 2 可の場合は今後の手続  
※掲載料納入及び原稿提出の期限等
- 3 否の場合はその理由

様式第3号（第10条関係）

田原市議会だより広告申込内容変更届

年 月 日

田原市議会議長 殿

申込者 所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

「議会だより」への広告掲載について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1 変更年月日

2 変更項目

3 変更内容

様式第4号（第12条関係）

田原市議会だより広告掲載取消等通知書

年 月 日

様

田原市議会議長 印

年 月 日付けで決定した「議会だより」への広告掲載について、下記のとおり取り消します。

記

1 取消年月日

2 取消しの理由

様式第5号（第13条関係）

田原市議会だより広告掲載取下届

年 月 日

田原市議会議長 殿

申込者 所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

「議会だより」への広告掲載について、下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

1 取下期間 年 月 号～ 年 月 号 (計 回)

2 取下げの理由

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

田原市議会議長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

田原市議会だより広告掲載料還付請求書

「議会だより」への広告掲載料について、下記のとおり還付してください。

記

1 還付請求する期間 年 月 号～ 年 月 号 (計 回)

2 請求金額 円

3 振込金融機関

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店 支所 店
預金種目	1 普通 2 当座	
口座番号		
口座名義人		

※口座名義人は請求者本人とする。